

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



1 **2019**
No.531

就業体験

〔①平成 29 年 10 月 11 日(水)～10 月 13 日(金)
②平成 29 年 10 月 18 日(水)～10 月 20 日(金)〕
宮崎県立日向工業高等学校 建築科 2 年生 31 人



一般社団法人 **宮崎県建設業協会**

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

目次 CONTENTS

●年頭のご挨拶	1
一般社団法人 宮崎県建設業協会会長 山崎 司	
宮崎県知事 河野 俊嗣	
宮崎県議会議長 蓬原 正三	
宮崎県県土整備部長 瀬戸長 秀美	
一般社団法人 全国建設業協会会長 近藤 晴貞	
●平成31年1月の行事予定	6
●県協会HP掲載項目案内（12月分）	7
●会員の異動状況	7
●宮崎県建設業協会員数の推移	7
●宮崎県建設業協会	
1. 平成30年度第8回常務理事会を開催	8
2. 平成30年度第6回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	9
3. 平成30年度テレビCM放送のご案内	11
●雇用改善コーナー	
働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	12
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	18
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	19
●技士会	
1. 平成31年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	20
2. 表彰による継続学習（CPDS）のユニット取得について	20
●建退共	
1. 平成31年 新春挨拶	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）	21
●厚生年金基金	
清算終了のお知らせ	22
●建災防	
1. 新年のご挨拶	22
2. 平成30年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について	24
●火薬協会	
1. 平成30年火薬類による事故速報	25
2. 経済産業大臣表彰について	26
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）	27
2. 中間前払金制度のご案内	28
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

年頭のご挨拶



一般社団法人 宮崎県建設業協会

会 長 山 崎 司

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の温かいご指導、ご協力を賜り、本会の業務運営も円滑に推進できたことに深くお礼申し上げます。

昨年は、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震はじめ、本県においても、9月に発生しました台風24号、25号において、甚大な被害をもたらしました。

こうした自然災害による被害は毎年のように繰り返されており、国民の尊い生命と財産を守る社会資本整備の担い手として、地域の守り手として、本会の会員企業は、早期復旧・復興、二次災害の拡大防止、また、被害が最小限にとどまるよう防災・減災に努めております。

こうした状況を踏まえ、昨年末閉会となった臨時国会で安倍首相は、「防災・減災、国土強靱化のための集中対策を急がなければならない。二次補正予算を編成し、直ちに今年度から対策をスタートする。」と声明を発表し、本年度から、3年間、重要インフラ緊急対策として総事業費7兆円規模の見通しとなっております。

本県におきましても、度重なる台風の襲来や予断を許さない新燃岳噴火、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模な災害に備えた防災・減災への取組みや一斉に老朽化するインフ

ラへの維持管理対応が極めて重要だと考えております。

我々は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としての役割を今後とも果たし、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていく所存でございますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶



宮崎県知事 河野 俊 嗣

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

一般社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様には、日頃から県政の推進につきまして温かい御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中、依然として東京一極集中の傾向が続き、地方においては、あらゆる分野で労働力不足が深刻化するなど、将来にわたって持続可能な地域づくりが求められています。

このような中、本県では、これまでの取組の成果が着実に現れてきており、新たな成長に向けた流れができてつつあります。

昨年は、東九州自動車道では日南市の、九州中央自動車道では日之影町の一部区間が完成し、日南地区と西臼杵地区において、それぞれ初の高速道路が開通しました。加えて、国内外を結ぶ航空路線の充実や、長距離フェリーの航路維持に向けた「オール宮崎」での新会社設立など、本県経済の礎となる交通インフラの整備が進展しています。

また、今年、日本で開催されるラグビーワールドカップでは、日本代表やイングランド代表のキャンプ地に決定しており、さらには、2020年に本県で開催される「国民文化祭」「全国障害者芸術・文化祭」など、国内外に本県の魅力をアピールする絶好のチャンスを迎えようとしています。

県では、平成31年度の施策の展開に当たり、こうした追い風をしっかりと捉え、本県の更なる

発展につなげていくため、次の4つの視点で取り組むこととしています。

一つ目が、若者の県内定着やU I J ターンの促進、結婚・出産・子育て等のライフステージに応じた支援など、「未来を担う人財の育成・確保」。

二つ目が、豊富な自然や食材等、本県の多彩な魅力の国内外への発信、インバウンド需要を取り込むための受入環境の整備充実など、「関係人口の創出と観光・交流の拡大」。

三つ目が、ソフトとハード両面からの防災・減災対策、人財の育成・確保を含む地域医療・福祉の体制充実など、「安全・安心な暮らしの確保」。

四つ目が、成長産業の育成、産業発展を支える県土づくりの基盤となる交通・物流ネットワークの整備など、「更なる発展に向けた力強い産業づくりと交通・物流基盤の充実」。

特に、「安全・安心な暮らしの確保」及び「更なる発展に向けた力強い産業づくりと交通・物流基盤の充実」を実現するためには、建設産業の皆様のお力添えが不可欠です。

今後とも、皆様の声に真摯に耳を傾け、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして笑顔に満ちた明るい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。年頭の御挨拶といたします。



宮崎県議会議長 蓬原正三

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

さて、去年は、全国的に、度重なる台風の襲来や集中豪雨、大規模地震の発生など多くの災害に見舞われた1年となり、本県におきましても、台風の通過に伴う風水害などにより、甚大な被害を受けました。

今後「南海トラフ地震」の発生も想定されるほか、戦後の経済成長期に整備された多くの公共インフラが更新期を迎え、早急な保守・整備等が不可欠となっていることから、災害に強い強靱な県土づくりを着実に進めていくことが喫緊の課題となっております。

こうした中、会員の皆様には、日頃から社会資本の整備を通じ、地域経済の発展と県民生活の向上に多大な御尽力をいただいております。深く感謝申し上げますとともに、災害時の早期復旧への対応など、私たち県民の安全な暮らしを支える重要な役割を果たしていただいておりますことに、心より敬意を表します。

ところで、近年においては、建設業に対する県民の期待が高まる一方、高齢化・人口減少の急速な進展に伴い、建設業界における担い手不足が深刻化しており、大きな課題となっております。

その解決に向けて、会員の皆様方におかれまし

ては、建設業に対する若者や女性の関心を高めるための様々な取組や、生産性の向上を図るためのICT（情報通信技術）の活用を推進されるなど、働きやすい職場環境の整備にも御尽力いただいております。大変心強く感じております。

本県にとりましては、建設業は経済・雇用を支える重要な基幹産業であります。今後も引き続き、貴協会が中心となり、建設業の魅力アップとともに、本県のインフラ基盤の整備促進や防災対策の推進に向けて、更なる御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

県議会といたしましても、皆様の御意見等にしっかりと耳を傾け、皆様がより一層活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、県民が安心して暮らせる社会の実現に向けて、全力を尽くしてまいり所存であります。

年頭に当たり、宮崎県建設業協会の今後ますますの御発展と、皆様の今年一年の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

年頭のご挨拶



宮崎県県土整備部長 瀬戸長 秀美

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

一般社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様には、日頃から社会資本の整備はもとより、災害発生等の危機事象時には、現場の最前線で迅速に対応いただくなど、県民の生命や財産を守る重要な役割を担っていただいております、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、都城志布志道路の梅北工区の開通や、県南区間では初めてとなる東九州自動車道「日南北郷～日南東郷」間が開通したところであります。県北地域においても、九州中央自動車道「雲海橋交差点～日之影深角 I C」間の開通や、「五ヶ瀬～高千穂」間が今年度の新規事業箇所決定されるなど、交通インフラの整備が進む上で、大変面白い話題が続いた年となりました。

また、港湾においても、油津港では着脱式の防舷材及び係船柱を活用したクルーズ船の受入が評価され、日本港湾協会技術賞を受賞しました。さらには、カーフェリー及び R O R O 船の大型化も今後予定されており、本県物流にとって、関西方面などへの輸送効率化を図る上で、海上輸送は非常に有効な手段であることから、道路と一体となった港湾整備が重要であると考えております。

このようなインフラ整備によって、防災力及び物流機能の強化はもとより、企業立地件数や観光客等の増加、救急医療体制の充実などの様々なストック効果がもたらされておりますが、これも皆

様方の御尽力の賜であり、重ねて感謝申し上げます。

しかしながら、本県における社会資本の整備は、防災・減災対策の施設整備や高速道路のミッシングリンクの解消など未だ道半ばであります。

また、建設産業は、社会資本の整備はもとより、防災・減災対策や地域経済・雇用を支える重要な基幹産業であります。一方で、建設技術者の高齢化や若年入職者の減少に伴い、将来にわたる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。

このような状況のもと、県としましても、公共事業予算の安定的な確保に努めるとともに、週休2日工事や I C T 活用工事の試行など、国や市町村とも連携を図りながら、「長時間労働の是正」や「生産性向上」に向けた取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。今後とも、建設産業の健全な発展につながる諸施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。



一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴 貞

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月の北陸地方西部を中心とする、1981年の『五六豪雪』以来37年ぶりの記録的な大雪に始まり、4月の「島根県西部地震」、6月の「大阪府北部地震」、7月の西日本を中心とする「平成30年7月豪雨災害」、そして、8月には東日本における「統計開始以来の猛暑」、さらに9月の台風21号等の襲来や「平成30年北海道胆振東部地震」と、例年以上に全国各地で自然の猛威・災害が頻発化した1年でした。こうした年々激甚化する自然災害は、改めて、防災・減災対策が最優先かつ喫緊の課題との認識を共有させ、さらなる強靱な国土づくりへの計画的かつ着実な進化を強く求められているところであります。

そうした中、建設業界におきましては、公共工事設計労務単価が6年連続で引き上げられ、予算ベースで全体として見れば安定的に推移している状況であるものの、建設投資の偏りは依然として解消されず、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が近時一層拡大し、地域の建設企業の多くが厳しい経営環境を強いられている状況であります。また、本年4月から施行される改正労働基準法等の働き方改革関連法では、労働時間に関する制度の見直し等が行われることになり、経営環境も大きく変化することが予想されております。

法改正に伴う時間外労働の罰則付き上限規制適用は、建設業界におきましては、5年間猶予されることとなりましたが、長時間労働是正を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」、「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」、更には「建設生産プロセス全体を通じた生産性の向上」といった働き方改革は、担い手の確保・育成に向け、欠かす

ことができない重要な取組みの1つとなっております。

私ども地域建設業には、「地域インフラの担い手」、「災害時などの緊急時の公的な任務の担い手」、「地域の成長エンジン」といった社会的使命が期待されております。そうした期待に、将来に亘って応え続けるには、私ども自らが、積極的に働き方改革を含めた様々な施策を推進し、建設産業を魅力的な産業へ変えていくことが大変重要なことであります。そのためには、地域建設企業の健全経営の裏付けとなる適正利潤の確保が必要であり、それには、事業量が安定的・持続的に確保されることが不可欠であることはご承知の通りであります。

平成30年度は、関係者の皆様の御支援を得て、私共が強く求めていた大型補正予算が2次にわたって編成され、第2次補正予算は、来年度の当初予算とともに、今月召集の通常国会で審議の予定となっております。予算につきましては、一日も早い成立に加え、執行に当たり、地域の実情を十分に踏まえた重点的な予算配分をお願いするところであります。

また、今月召集の通常国会では、適正利潤の確保を謳った改正品確法等の担い手3法の改正も予定されていると承知しています。

新たな法制度につきましては、適切に運用され、全国津々浦々にまで、ご理解頂くには、常に、声を上げ続けていくことが重要であると強く感じているところであります。

本年も、全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、積極果敢に、課題解決に取り組む覚悟でございますので、引き続き、ご理解ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成 31 年 1 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	火	元日	元日	元日
2	水			
3	木			
4	金	仕事初め 宮崎商工会議所賀詞交歓会	仕事初め	仕事初め
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	仕事始め式、官公庁等への新年挨拶		
9	水		フルハーネス型安全帯に係る特別教育（清武）	
10	木	九州地方整備局への新年挨拶（福岡）		
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	成人の日	成人の日	成人の日
15	火	県協会 2級経理士受験準備講座（宮崎 17日まで）		
16	水		職場環境改善講習会（宮崎） 小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用） 運転の業務に係る特別教育（延岡 17日まで）	
17	木			
18	金	全国建産連協議委員会（東京）	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用） 運転技能講習（清武 19日まで）	
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木	高鍋地区協会と鎌原副知事との意見交換会	フルハーネス型安全帯に係る特別教育（延岡）	
25	金	九州技士会連合会と九地整との意見交換会	高所作業車運転技能講習（延岡 26日まで）	
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	県協会 第3回事務局長会議		
30	水		フルハーネス型安全帯に係る特別教育（清武）	
31	木		不整地運搬車運転技能講習（高千穂 2/1日まで）	

県協会 HP 掲載項目案内(12月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
H30.12.25付 宮崎県主催2019/1/10開催「長寿命化リフォームセミナー(事業者向け)」のご案内	宮 崎 県	html
H30.12. 3付 宮崎県主催2019/1/11平成30年度特定建築物等定期報告制度講習会について(お知らせ)	宮 崎 県	html
H30.12. 3付 H31/1/16,1/28宮崎県ひなたMBA主催「緊急対策!!産業人財確保に向けた企業支援セミナー」の開催について	宮 崎 県	html
H30.11.30付 宮崎県主催2019/1/25-26「木造住宅耐震リフォーム達人塾～実践編、施工講習編～」のご案内	宮 崎 県	html
H30.11.22付 宮崎県主催2018/12/4「女性の就業継続支援セミナー」が開催されます	宮 崎 県	html

会員の異動状況

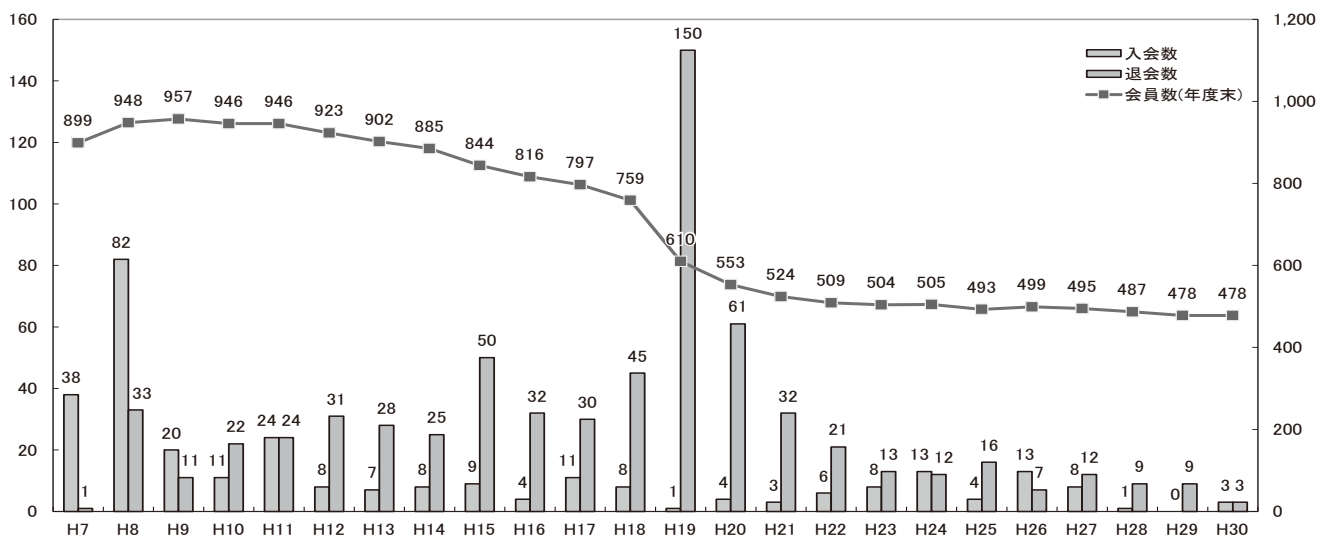
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
東 諸	(株) 渡 部 工 務 店	代 表 者	渡部 重隆	渡部 孝寿

【退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
都 城	前 口 建 設 (株)	前口 信一

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	478

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH30.12.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成30年度第8回常務理事会を開催

平成30年12月13日(木)12時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(11/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「臨時国会が12月10日に終了し、災害対策等の様々な補正予算が成立した。来年1月の通常国会には、国土強靱化に向けた予算が3カ年で7兆円程度になることや公共工事の予算が2兆円程度増額されるのではないかと聞いた話がある。消費税増税に合わせた経済対策や頻発した災害への対応として、国土強靱化が大切だと考えている。本日の県との意見交換会でも宮崎県の対応等も確認できればと思っている。今後、知事選挙、統一地方選挙、参議院議員選挙が予定されているので、我々の思いも伝えていきたい。本日もよろしくお願いいたします。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員加入について

樫村事務局長、甲斐副会長が資料1に基づき、日向地区建設業協会からの入会推薦について報告し、(株)高野建設の加入が承認された。

議題2 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、県の参加者及び情報提供内容について報告した。

議題3 宮崎県知事選挙・統一地方選挙・参議院議員選挙について

樫村事務局長が資料3に基づき、12月19日の「個人演説会」の周知および各選挙対策について報告し、承認された。

議題4 建設現場に運搬された生コンクリートに関する確認書(案)について

坂元専務理事が資料4に基づき、「建設現場に運搬された生コンクリートに関する確認書」の内容について報告し、承認された。



第8回常務理事会

議題5 その他

(1) 農業土木委員会開催結果について

河野農業土木委員長が参考1に基づき、開催結果について報告した。

(2) 正副会長新年挨拶回りにについて

山崎会長が参考2に基づき、新年挨拶の計画について報告した。

(3) 宮崎県中小企業団体新春交流会について

樫村事務局長が参考3に基づき、2019年宮崎県中小企業団体新春交流会について報告及び出欠の確認を行った。

(4) 協雅史政策研究会寄付について

樫村事務局長が参考4に基づき、寄付の対応を検討した。

(5) 鎌原副知事と各地区建設業協会との意見交換会について

樫村事務局長が日程について報告し、承認された。

(6) 建設会館入居者募集について

樫村事務局長が建設会館の入居者募集の状況について報告した。

(7) 協会事務局職員採用について

樫村事務局長が12月17日入社予定の協会事務局職員について報告した。

(8) その他

・厚生年金基金事務局が12月27日終了となることを報告した。

議題6 本年度常務理事会等の開催予定について

榎村事務局長が参考5に基づき、2月7日、3月15日の常務理事会（1月の常務理事会は中止）、3月20日の理事会及び3月までの行事について報告し、承認された。

2. 平成30年度第6回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成30年12月13日(木)午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、榎村事務局長が開会を宣した。出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

蓑方次長（道路・河川・港湾担当）
管 理 課：弓削課長、渡辺課長補佐
南條・西野主幹、原田主査
技術企画課：大坪課長、前田・三橋・山下主幹
榎本主査
道路保全課：梅下課長補佐、小牧主幹

◇公共三部共管

工事検査課：川野課長
梅ヶ谷・平島専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長
甲斐・小野・藤元副会長
本部・長友・河野(与)・河野(孝)
・津房・興昭常務理事
事 務 局：坂元専務理事、榎村常務理事兼事務局長
大谷・菊池課長、山尾係長
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

1年間通して意見交換等していただき感謝申し上げます。台風や豪雨災害の対策でどの程度発注されたのかできれば教えていただきたい。現状で仕事が無い企業もあるので、今後も補てんや発注をしていただけるとありがたい。今年の漢字は災害の「災」であり、宮崎県でも硫黄山噴火や豪雨が発生しており、災害の多い1年であった。また、働き方改革関連法案も可決され、来年4月から罰則付き上限規制が開始される。建設業は猶予があり5年後開始ではあるが、徐々に週休2日へ移行していく必要がある。11月10日には建設現場一斉閉所を提案していただき、実行できたことは良いきっかけになった。我々も来年4月からは第2土曜日を休日できるように考えている。国では消費税増

税対策や国土強靱化に対する予算等も考えられているとのことなので期待をしている。様々な変化がある中で我々も改革できるところは改革を行い、将来に向けた建設業界づくりに励みたい。1年間大変お世話になった。来年もお願いしたい。

【蓑方次長挨拶】

今年は台風や災害等の対策もあり、お世話になった。11月議会では公共事業における発注の平準化、建設業の担い手確保、経営審査について一般質問があった。また、今年の予算の執行状況は11月末現在で当初約72%、補正約96%の発注実績となっている。今年は災害が多発し、特に台風24・25号による影響が大きく、県と市町村を合わせて被害額約96億円（査定前段階）となっている。災害対応としては早期復旧を目指している為、引き続き理解と協力をお願いしたい。発注の平準化についてはゼロ県債等の活用、余裕期間を設けた工期での発注を行っている。県債については、議会で38億円の計上をしている。担い手確保については、週休2日工事の施工に取り組んでおり、その一環としての11月10日土曜日の建設現場一斉閉所を行った。その際は協力していただき感謝している。現時点での速報で9割以上が閉所となっていたようである。本日は、今年最後の意見交換会であり意見交換を行う中で、更なる建設業の環境改善を行っていきたいと考えている。本日もよろしくお願いしたい。

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、各課より説明・報告があった。

《技術企画課》

総合評価落札方式における登録基幹技能者の配置の評価について

- ・登録基幹技能者の配置に対する評価を行うかどうかの討論を行った。他県の状況や導入のメリットやデメリットを議論した結果、配置による評価は現段階では行うべきではないという意思を伝えた。

宮建協

《道路保全課》

道路巡視業務の休日拡大について（地域メンテナンス業務）

- ・民間委託している道路巡視業務（県内17班）の休日を、「4週2日（現行）」から「4週4日と特別休日7日（改正案）」に拡大を検討している。ただし、連続して休日とする場合は2日間までとしている。また、巡視日が1割程度少なくなるため（339日〔現行〕、306日〔改正案〕）により、委託料も10%程度減少する。また、日曜日や特別休日時には路線担当班が業務を担う。実施の決定事項ではなく提案事項である。後日に各土木事務所を通じて地域メンテ業務の担当企業や組合の代表者と休日の拡大や巡視ルートの見直しを含めた意見を求める予定である。

◆意見交換会

（1）道路巡視業務の休日拡大について（地域メンテナンス業務）

本会→地区によって巡視業務の対応が異なっている。事業協同組合で9人雇い変則週休2日制を実行している地区は、今回の改正案で日曜日を休日として委託費を減らされてしまうと人員が維持できない。地区毎に現状の方式と改正案の方式を選べるようにできないか。

県→地域ごとに2方式が併用できるようにすることは考えていない。全地区で一体的に移行していただきたい。（どちらかの方式で統一）

本会→巡視日が306日となり、それに合わせて委託料が減少することだが、306日以外の日に巡視を行った際には委託料の追加等を考えているのか。

県→緊急時や巡視を行う企業が休みの際は路線担当が業務を行うことになっている。また、路線担当者は緊急時の対応等を行い、巡視担当者の8時から17時迄の巡視とは異なっている。さらに、そのような事態が多発するかは予想できない。あくまで、巡視担当者の負担軽減を目的とした提案である。

組合で雇用して巡視業務行っている地区は雇用を守る必要もあると思うが、他の業務等に移れないのか。

本会→連続した休日を2日間とあるとは何か理由があるのか。3日間では不可なのか。

県→巡視は交通量に応じて週に何回と特記仕様書に記載している。一定の期間で巡視を行わずに問題が発生した場合、管理瑕疵が発生する。基本的に巡視頻度は短い方が良く、それを踏まえて2日間までと設定した。現状では2日以上は休

日は不可としているため、改正案では休日の緩和案にはなっている。

本会→地域メンテ業務の担当企業や組合と各土木事務所相談しながら結論を出してほしい。

（2）経営事項審査について

本会→地域総合メンテナンス業務契約の資格要件に、「とび土工」の県の経営審査を受けている企業と記載していただけないか。（地域維持型契約で行う業務に「とび土工」に関するものがある為）経営事項審査を受審していない「とび土工」工事を「土木一式」の施工高に合算できる制度は問題ではないのか。

県→地域総合メンテナンス業務は特定の工事業種ではなく委託業務である。どの資格で登録されていても問題はない。また、経営事項審査を受けていない「とび土工」を「土木一式」の施工高に合算する、しないは各企業の判断であり問題ない。

（3）県協会に加入するメリットについて

本会→県協会では大規模災害時に県と協力を行う旨の協定を結んでいるが、加入する利点が少ない。今後も県の災害対策を行う上で、加入するメリットを付加してもらえないと県協会の存続にも影響がでてしまう。一例では、地域育成型の資格要件にすることや総合評価の加点等。検討していただきたい。

【養方次長挨拶】

今年最後の意見交換会だったが、更なる課題も確認できた。様々な意見や案をだすことによって実施可能、不可能はあるが問題点を把握することが重要だと思っている。また、後日地域メンテ業務については土木事務所とも意見の交換や相談を行ってもらうが、お互いに共通の理解を基に細かく議論していきたいと考えている。今年は様々な対応や意見交換など感謝したい。来年もよろしくお願いしたい。



第6回県との意見交換会

3. 平成30年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

平成30年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年4月4日(水)から平成30年8月29日(水)までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯(毎週水曜20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年9月5日(水)から平成31年2月27日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成31年1月1日(火)～平成31年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 平成30年7月6日(金)～平成31年1月4日(金)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

(解説ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 残業時間の上限規制 | 2 |
| ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 | 4 |
| ③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） | 4 |
| ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ | 5 |
| ⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ） | 5 |
| ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 | 6 |
| ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 | 7 |
| ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 | 9 |

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

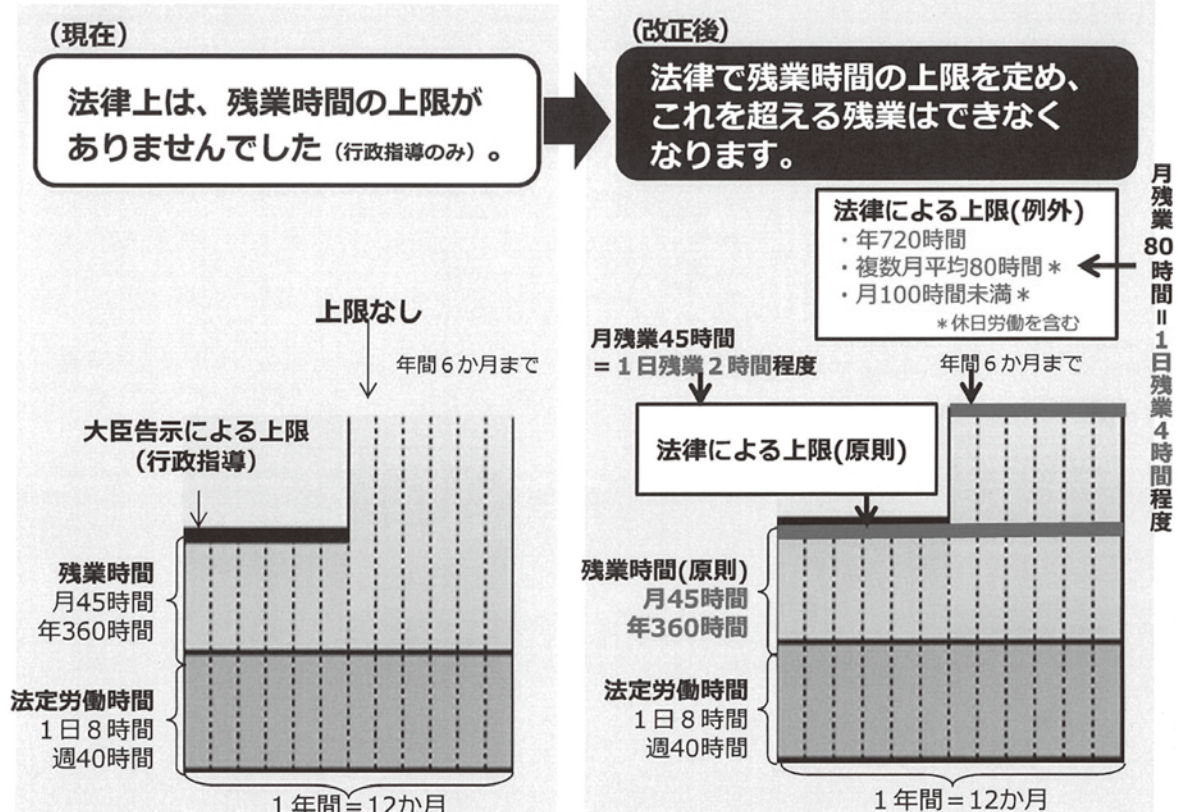
※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日



※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
- を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

雇用改善

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

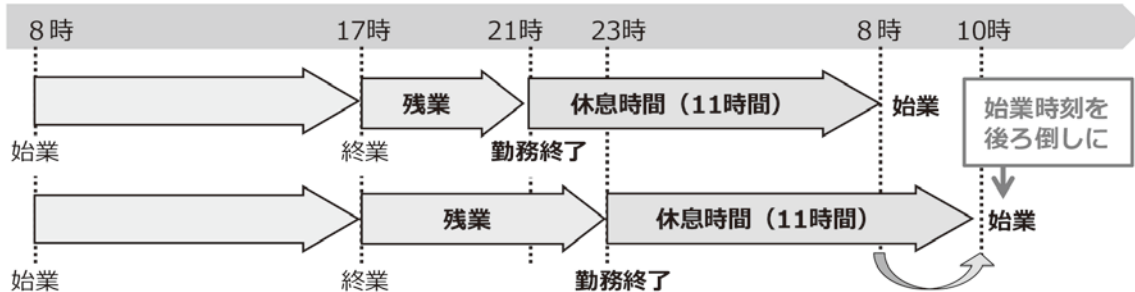
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、
一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、
働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

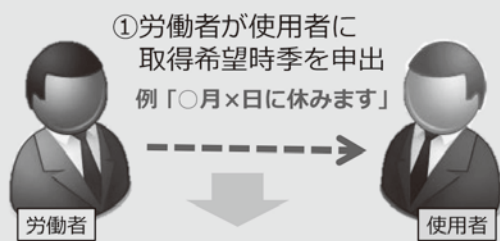


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、
年休を取得できませんでした。

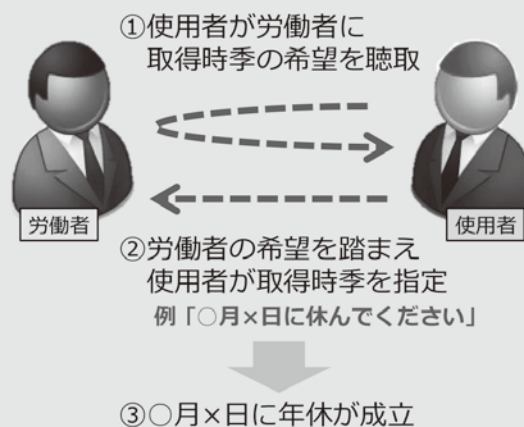


そもそも、①の希望申出がしにくい
という状況がありました。

→ 我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、
希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



雇用改善

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)				(改正後)			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%				月60時間超の残業割増賃金率 <u>大企業、中小企業ともに50%</u> ※中小企業の割増賃金率を上げ			
		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕				1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
		60時間以下	60時間超			60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%	中小企業		25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

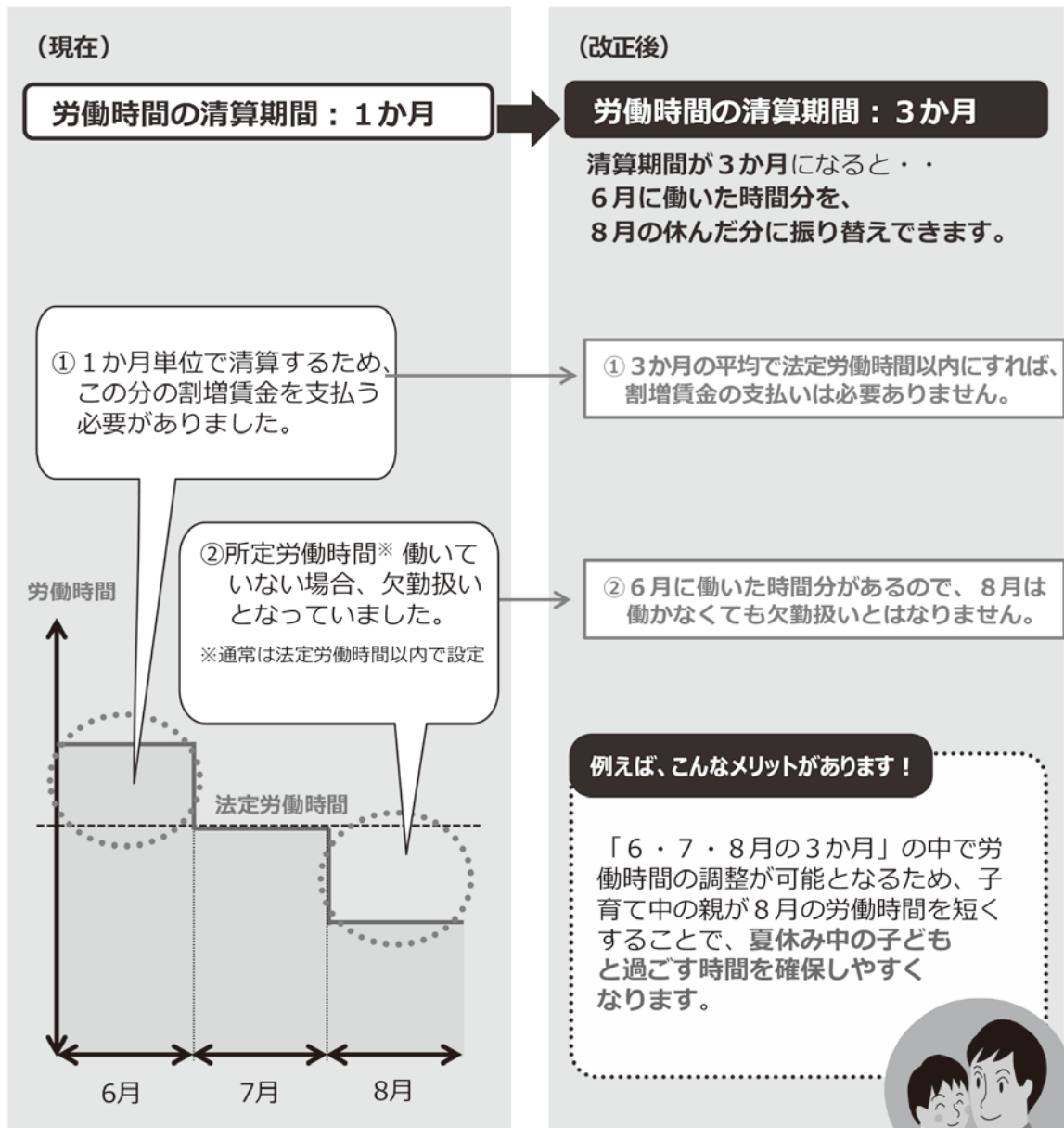
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、**医師による面接指導※**を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)

3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可

4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)

6 測量！(提携会社)

7 3Dデータ作成！(提携会社)

8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 平成31年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に、1級に27名、2級に16名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。平成31年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程

○1級学科講習 6日間

- ・実力テスト講習会 2日間
- ・実地講習 4日間

平成31年5月15日（水）～5月17日（金）
平成31年5月22日（水）～5月24日（金）
平成31年5月30日（木）～5月31日（金）
平成31年8月26日（月）～8月27日（火）
平成31年9月2日（月）～9月3日（火）

○2級学科・実地講習 6日間

- ・実力テスト講習 2日間

平成31年7月17日（水）～7月19日（金）
平成31年7月24日（水）～7月26日（金）
平成31年9月26日（木）～9月27日（金）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 表彰による継続学習（CPDS）のユニット取得について

表彰を受けた場合、10ユニット取得できます。

表彰は、公平性から以下の①もしくは②の表彰に限ります。同じ工事による同一人への重複したユニットの加算は行いません。

- ① 全国技士会が行う表彰のうち表彰規程4条の1、2および5条で技術的な事項による場合
- ② 以外で原則国土交通大臣、地方整備局長、知事が工事の優秀なこともしくは施工技術の開発で、個人・工事を表彰する場合（工事表彰の場合は、工事の監理技術者・主任技術者とする）。

学習プログラム名称に表彰の賞状名（工事名等）を入れ、表彰状とその工事の監理・主任技術者がわかる資料を送付してください。表彰対象者は1工事に対し1名としますが、JV等で同じ工事に複数の表彰がある場合にはユニット配分します。同じ工事による同一人への重複したユニットの加算は行いません。

【必要書類例】表彰状（表彰者が主催と同一であること）・工事カルテ等・複数名の場合 合意書（JCM様式）

建退共

1. 平成31年 新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理事長 水 野 正 望



平成31年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、昨年も建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に多大なご支援、ご協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設技能労働者など建設工事の第一線で働く方々の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され本年で55年目を迎えます。お蔭様で、当退職金共済制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は220万人を数え、これまで累計で238万人の退職者に対して1兆7千億円の退職金をお支払してまいりました。退職金を受取られた皆様、事業主の皆様からは退職金があって本当に良かったという声を頂いており、建退共は現場で働く方々にとって重要な制度になっております。

多発する豪雨災害や巨大地震の防災・減災はもとより、社会資本整備の計画的な推進と老朽化・長寿命化対策を含めた国土強靱化を推進するためには、生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっておりますが、今後も、建設業が地域経済の中核を担う魅力ある産業として発展していくためには、働き方改革の長時間労働の是正、週休二日の確保、技能・経験にふさわしい処遇、社会保険加入の徹底、生産性の向上を推進することで建設労働者の雇用の安定と福祉の充実など労働環境を整備し、中・長期的な担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠であると考えております。

昨年は、1月から6月において電子申請方式に係る実証実験を実施し、機構として、「実証実験の結果、証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であると認められる」と総括しました。また、5月から11月にかけて「建退共制度に関する検討会」を開催し、同検討会において、「電子申請方式の速やかな導入を図ることが適当である」との意見書がとりまとめられました。今後、機構としては、電子申請方式の導入など建退共制度の充実に向け、厚生労働省、国土交通省など関係行政機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

本年も、建退共制度の安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給に一層努力して参る所存でございますので、建退共制度への加入と証紙の適正な貼付につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)		手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
					件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,653	31,561	前月分までの累計	452,368	51,100	31,828,632,504	前月分	84,567
加 入	5	97	当月分	840	107	73,439,166		
脱 退	28	110	総 累 計	453,208	51,207	31,902,071,670	当 年 度 累 計	476,206
当月末計	2,630	31,548	(当年度累計)	6,707	716	648,870,833		

厚生年金基金 ■ ■

清算終了のお知らせ

当基金は、平成2年4月基金設立以来、加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として運営して参りましたが、平成30年11月27日付で「清算終了に伴う決算書」の承認を受け、清算を結了しました。

このことにより、約29年にわたる長い歴史に幕を下ろすことになりました。

長年にわたり皆様方には多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご繁栄、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。

建災防 ■ ■

1. 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会
会長 錢 高 一 善



平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶申し上げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の「災害を起こさない」という熱意と長年に渡る不断努力により減少傾向で推移しており、平成28年には、死亡災害は300人を下回りました。しかしながら、平成29年は、323人と再び300人を超え、平成30年の速報値では、対前年比で増加に転じております。

頻発する自然災害からの復旧・復興工事、国土の防災・減災のためのインフラ整備等の工事、リニア中央新幹線等関連工事、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技施設工事等、一連の大型工事により工事量が増加する一方で、建設投資の地域格差が生じております。この状況で、現場管理者や技能労働者の不足、建設就業者の高齢化の進展、過重労働による疲労・ストレスの蓄積という労働災害の発生要因がさらに増加しており、極めて憂慮すべき状況となっています。

建災防では、「第13次労働災害防止計画」に基づき策定した「第8次建設業労働災害防止5カ年計画(第8次計画)」を進めております。計画期間中の目標として、建設業における労働災害の平均発生件数を、死亡災害は、第7次計画に比べて15%以上減少させる、休業4日以上死傷災害は、17年に比べて5%以上減少させる、さらに建災防独自の目標として、死亡災害の4割強を占めている墜落・転落による死亡災害を、第7次計画に比べて15%以上減少させることを掲げました。この建災防独自の墜落・転落災害の削減目標達成のために、災害が多く発生する夏期において、熱中症対策と連動し、8月1日から9月10日を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」として、第8次計画期間中の5年間実施いたします。

第8次計画の目標達成に向けて、計画段階におけるリスクアセスメント実施の促進、今後本格化するフルハーネス型安全帯特別教育や、職長・安全衛生責任者の能力向上教育等各種安全衛生教育の充実を図るとともに、「働き方改革」により、長時間労働の是正及び週休2日制の推進等による職場環境改善等が進む中、建設現場の特性

を踏まえた「建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック」という独自の手法を活用したメンタルヘルス対策の実施及びその結果に基づく職場環境改善対策の普及促進など、多角的な安全衛生対策を効果的に実施することとしております。

また、認定を取得した事業場のグループの方が労働災害の減少幅が大きい「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」を、平成 30 年 4 月に「ニューコスモス」として改定いたしました。労働災害防止という視点だけでなく、安全・安心な職場環境をつくるという新しい価値を創造するために、メンタルヘルス対策や ISO45001 の考え方を取り込み、さらに、適用対象の範囲を一人親方等を含む建設工事従事者に拡大し、建設業で働く全ての人々の労働災害防止対策の推進と、快適な職場環境の形成を目指しております。加えて、コスモスの基本的な理念を保ちながら、事務的な負担を軽くし、中小規模事業者の方々が導入しやすい簡易版コスモスの策定を進めております。

さて、本年の第 56 回全国建設業労働災害防止大会を、9 月 26 日（木）、27 日（金）の両日、福岡県福岡市の福岡国際センター他で開催いたします。最新の安全衛生情報、会員企業が取り組まれた効果的な安全衛生管理活動の発表等によるノウハウの共有化を図るとともに、著名な学識者等による、建設業の安全衛生に関する今後の方向性についてのパネルディスカッションを開催することとしております。会員各位はもとより、関係者のご参加について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

最後に、建設業における労働災害防止の主役は、事業者の方々と建設現場で働く方々です。取り巻く環境は複雑さを増しておりますが、「富よりも健康」という事を大切に、建設業で働く方々が不幸な災害に遭わないようにすることが何よりも重要と考えております。

今年も、会員各位の益々のご健勝とご発展を衷心よりお祈り申し上げます。



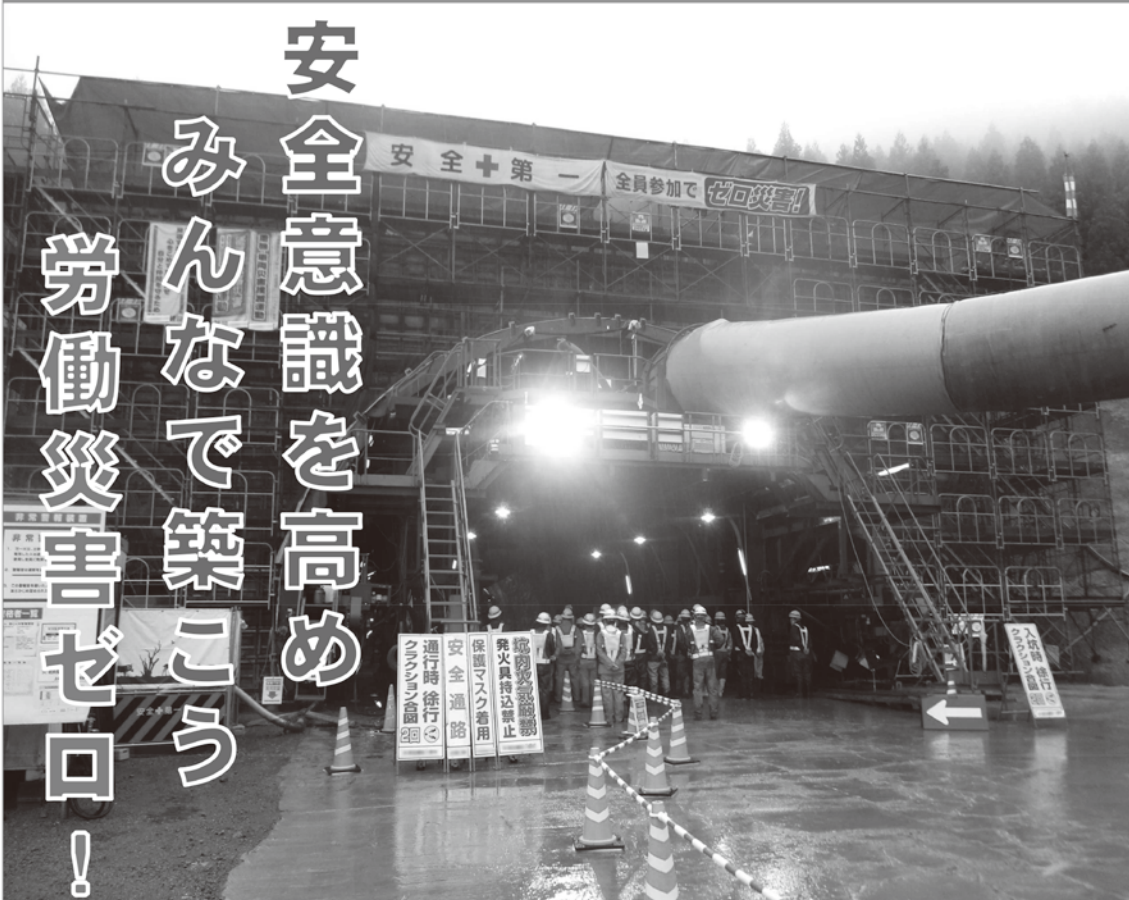
© 建設業労働災害防止協会

2. 平成30年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について

年末年始 建設業労働災害防止 強調運動

実施期間/12月1日～1月15日

安全意識を高め
みんなで築こう
労働災害ゼロ！



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

改正等のポイント 施行日:平成31年2月1日

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更
2. 墜落制止用器具は原則「フルハーネス型」を使用
3. 「安全衛生特別教育」の受講が必要



■ 厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

■ 国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎港湾・空港整備事務所
■ 農林水産省 九州農政局
西諸農業水利事業所

■ 宮崎県
県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局
■ 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
■ 宮崎県港湾漁港建設協会
■ 建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部

火薬協会

1. 平成30年火薬類による事故（速報）

平成30年1月1日から11月30日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。
引き続き基本を遵守して火薬類の事故防止に努めて下さい。

【Ⅰ】 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事 故 件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	2	0	2	0－0	0－0
	煙 火	2		2		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	9	67	0	0	0－2	0－23
	煙 火	40		0		0－17	
	が ん 具 煙 火	18		0		0－4	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	1	0	0	0－0	0－0
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	0	1	0	0	0－0	0－0
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	9	71	0	2	0－2	0－23
	煙 火	44		2		0－17	
	が ん 具 煙 火	18		0		0－4	

【Ⅱ】 事故一覧

● 産業火薬（消費中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	1月18日 16：05頃	群馬県 高崎市	0	0－1	C1	実験用施設（屋外）で火薬の燃焼実験のため、黒色火薬30gを袋に入れ地面に置いた状態で、信号焰管を使用して火薬の上から火を点けたため、燃焼火薬が上昇し、1名が顔面及び前腕部の火傷（1度熱傷）を負った。
2	2月13日 21：00頃	神奈川県 横浜市	0	0－0	C1	高速道路上で道路の補修作業をするために通行止め規制帯を設置中、燃えているカラーコーン、矢印板及び土嚢袋を発見し、車に積載されている粉末消火器を使用して初期消火を実施。何らかの理由により通行規制帯で使用中の信号焰管が移動したために、信号焰管の炎がカラーコーンに接触して出火したものと推定される。
3	4月2日 16：40頃	福岡県 飯塚市	0	0－0	C2	ベンチ発破（ベンチ高さ10m、孔径76mm、孔数15（3列）孔、孔長11m、孔間隔2.5m、最小抵抗線3.0m）を行ったところ採石場敷地外へ飛石（4個 最大径15cm程度）が発生したものの。

4	4月10日 16:40頃	北海道 小樽市	0	0-0	C1	碎石場内の連絡道路を拡張するため、発破を行ったところ、碎石場内の岸壁を越え、付近の自動車道まで飛石が発生。走行していたトラックの屋根に石が突き刺さったもの。
5	5月21日 15:05頃	神奈川県 横浜市	0	0-0	C2	高速道路下り線3.7kmポスト地点において、中央分離帯除草作業のため信号焰管を使用し、車線規制を行っていたところ、信号焰管が風で動き、雑草に燃え移ったもの。
6	8月23日 08:38頃	茨城県 桜川氏	0	0-0	B1	碎石場内で、火薬を積んだトラックが爆発し、トラックの運転手1名が行方不明。原因等調査中。
7	8月30日 11:50頃	北海道 札幌市	0	0-1	C1	碎石を行うために発破を行ったところ、飛石が発生し、敷地内事務所壁体及び事務所付近にいた取引事業者の従業員に岩石が当たったもの。負傷の程度は左足裂傷（軽傷）
8	9月12日 07:46	福井県 大野市	0	0-0	C2	装薬・結線作業中、1.2mの孔に装薬後、天端部1孔が突然暴発した。
9	11月15日 時間不明	長崎県 長崎市	0	0-0	C1	トンネル内の第二期道路の掘削工事に伴い発破を行った際、飛石が第一期道路と第二期道路の連絡道路に設けてあるドアを貫通し、すでに開通している第一期道路に約5cmの石が車道に入り込み、それを踏んだ車両がパンクした。

● 煙火（製造中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	2月14日 15:00頃	三重県 熊野市	0	0-0	C1	煙火の燃焼試験を行っていた際、火の粉が風で枯草に引火し、約1500㎡の田が焼損した。
2	6月27日 8:59頃	静岡県 浜松市	2	0-0	B1	煙火工場内で建物火災・爆発が発生。原因等詳細は調査中。

● 煙火（消費中～九州内）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	7月21日 20:55頃	熊本県 苓北町	0	0-1	C2	花火大会で、打ち上げられた6号玉の残滓が風に煽られ、安全距離外にいた観客の女性に落下し、これを手で払ったため、背部2箇所、左手拇指1箇所に軽い火傷を負ったもの。
2	8月15日 21:00頃	大分県 由布市	0	0-0	C2	花火打上げ中、煙火玉に1発の過早発があり打上筒の固定が斜めに傾いたため、2発の煙火玉が斜め方向に低空で開発したもの。
3	8月16日 21:00頃	佐賀県 白石町	0	0-0	C1	打上花火の火の粉等の飛来によりハウスの寒冷紗に数箇所穴が空いた。
4	9月23日 06:00	鹿児島県 大崎町	0	0-0	C2	運動会の開催合図のために、信号煙火を打ち上げたところ1発が不発となった。

2. 経済産業大臣表彰

平成30年12月6日に東京都千代田区にあるアルカディア市ヶ谷において、平成30年度火薬類保安経済産業大臣表彰式が開催されました。

宮崎県からは、元旭化成工業㈱ 秋丸 進 氏が保安功労者として表彰されました。（全国で10名、九州から1名）受賞おめでとうございます。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年11月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成30年度	403	9.5	8,650	33.1	2,829	▲ 1.3	86,191	▲ 0.5
平成29年度	368	20.7	6,500	17.4	2,866	▲ 5.7	86,595	▲ 0.9
平成28年度	305	▲ 28.9	5,535	▲ 33.1	3,040	7.4	87,338	9.1

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

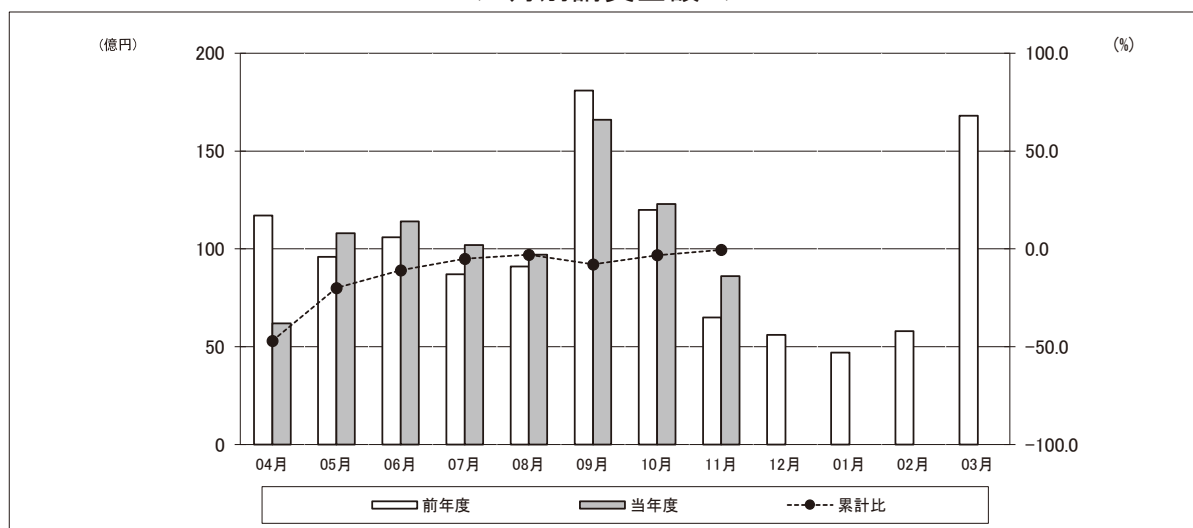
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	14	0.0	919	▲ 44.7	215	5.9	19,268	3.6
独立行政法人等	4	33.3	938	2086.6	14	▲ 26.3	1,659	▲ 32.5
県	129	25.2	2,714	59.8	1,051	▲ 1.3	32,418	21.0
市町村	253	3.7	3,657	21.6	1,526	▲ 1.2	30,263	▲ 18.1
その他	3	▲ 25.0	419	380.7	23	▲ 32.4	2,582	42.9
計	403	9.5	8,650	33.1	2,829	▲ 1.3	86,191	▲ 0.5

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	97	59.0	2,757	72.1	574	2.0	25,338	22.1
日 南	18	▲ 25.0	579	43.2	205	9.0	6,166	22.4
串 間	12	▲ 42.9	106	▲ 33.0	98	▲ 16.9	1,502	▲ 15.0
都 城	37	▲ 31.5	897	▲ 11.2	397	6.7	14,732	▲ 9.8
小 林	54	1.9	902	6.5	314	▲ 8.2	7,046	▲ 25.2
高 岡	12	▲ 33.3	165	▲ 27.3	91	▲ 14.2	3,188	78.4
西 都	20	5.3	249	37.9	151	▲ 18.4	3,598	3.8
高 鍋	19	5.6	634	26.7	143	▲ 10.1	4,557	▲ 22.6
日 向	59	156.5	949	178.2	394	3.7	8,763	▲ 20.6
延 岡	34	17.2	1,018	62.9	224	7.2	6,381	0.1
西臼杵	41	▲ 14.6	389	▲ 35.2	238	▲ 2.5	4,914	4.1
計	403	9.5	8,650	33.1	2,829	▲ 1.3	86,191	▲ 0.5

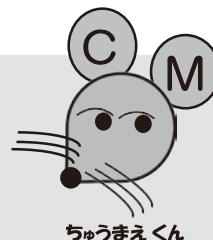
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか6500円！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！ “ちゅうまえ”
3つのメリット

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成30年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成30年11月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	3	<	128	<
宮崎県	50	▲46.2	1,894	▲49.0
宮崎市	17	0.0	1,100	94.4
都城市	5	▲54.5	176	▲91.6
延岡市	4	▲60.0	174	▲81.1
日南市	3	0.0	447	726.8
小林市	6	0.0	130	▲93.0
綾町	1	▲50.0	40	▲26.3
高千穂町	4	<	133	<
美郷町	1	<	18	<
土地開発公社	2	<	615	<
計	96	▲35.1	4,862	▲48.4

建設業福祉共済団からのお知らせ

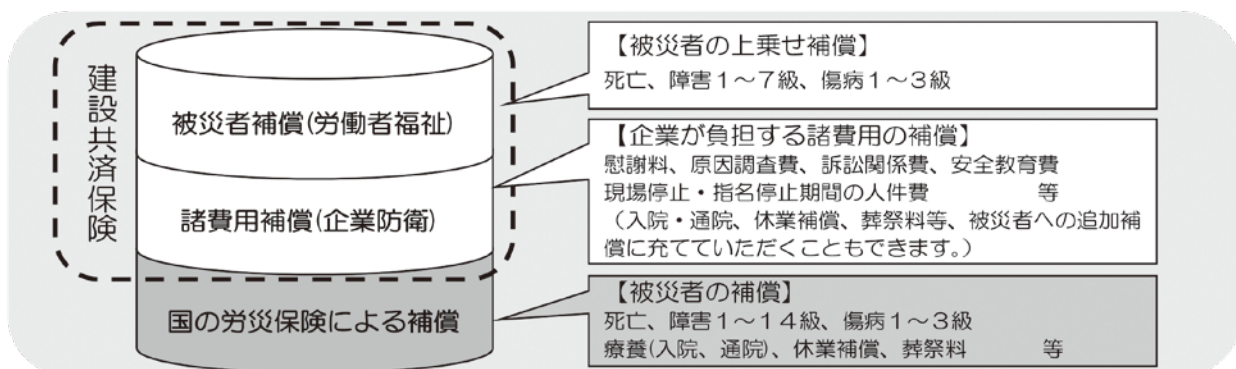
<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！
(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門驛平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q検索

